

令和4年度

# 湯浅町橋梁およびトンネル 維持修繕計画

令和5年2月



## 目 次

1. 計画策定の背景と目的等 .....	1
1-1 背景と目的 .....	1
1-2 計画の位置付け .....	1
2. 老朽化対策における基本方針等 .....	2
2-1 計画期間 .....	2
2-2 対象施設 .....	2
2-3 管理施設数 .....	2
2-4 老朽化の状況 .....	2
2-5 判定区分の割合 .....	3
2-5-1 定期点検 .....	3
2-5-2 点検部位・点検項目 .....	4
2-5-3 健全性の診断 .....	8
2-5-4 判定区分の割合 .....	9
2-6 基本方針 .....	10
2-7 対策の優先順位の考え方 .....	11
2-8 年次計画 .....	13
2-9 修繕等措置の着手状況 .....	14
3. 新技術等の活用方針 .....	15
4. 費用の縮減に関する方針 .....	15
5. 対象施設一覧 .....	15



## 1. 計画策定の背景と目的等

### 1-1 背景と目的

インフラ老朽化対策が大きな課題となっている中、国では「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」と位置付け、平成 25 年 11 月に基本方針として「インフラ長寿命化基本計画」を策定している。

本町においても、過去に建設されたインフラその他の公共施設の老朽化対策による多額の財政需要と人口減少や少子高齢化の進展がもたらす需要変化が予想される中で、公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって長寿命化の取組などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持・向上や安全性の確保を図っていくことが求められている。

このため、道路施設については、点検・診断の結果に基づき必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録する「メンテナンスサイクル」を構築し、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型維持管理」を推進することを目的として、本計画を策定する。

### 1-2 計画の位置付け

本計画は、本町が行動計画として策定する「湯浅町公共施設等総合管理計画（改訂版）」に定める施設類型ごとの長寿命化修繕計画（個別施設計画）として位置づける。

## 2. 老朽化対策における基本方針等

### 2-1 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度～令和14年度の10年間とする。今後、定期点検結果に基づき、計画の見直しを実施する。

### 2-2 対象施設

対象施設は、道路法第3条に規定する道路における橋梁のうち、湯浅町が管理する橋長2m以上の橋梁および道路法第2条第1項に規定する道路におけるトンネルを対象とする。

### 2-3 管理施設数

令和4年4月1日時点で、湯浅町が管理している橋梁は96橋（表2-1参照）、道路トンネルは1箇所である。

表 2-1 管理施設数

	1級市町村道	2級市町村道	その他の市町村道	合計
管理橋梁数	16	11	69	96
うち 15m以上	10	1	19	30
管理トンネル数	－	－	1	1

※湯浅町が管理する橋長2m以上の橋梁、トンネル（R4.4.1時点）

### 2-4 老朽化の状況

橋長2m以上の橋梁のうち架設後50年を経過している橋梁は、令和4年4月1日時点で18橋(19%)であるが、10年後には50橋(52%)、20年後には81橋(84%)に達し、施設の老朽化の進行による安全性の低下や、改修・更新費用の増大が懸念される。



図 2-1 架設後の経過年数別橋梁数

## 2-5 判定区分の割合

### 2-5-1 定期点検

対象施設の現状を把握するため、平成 27 年度から「道路橋定期点検要領（平成 31 年 2 月国土交通省道路局）」に基づいた 5 年に 1 回の定期点検を実施。令和 2 年度から 2 巡目の点検に着手し、対象橋梁 96 橋の健全性の診断を行った。

また、対象の道路トンネル 1 箇所に関しては、平成 30 年度から「道路トンネル定期点検要領（平成 31 年 2 月国土交通省道路局）」に基づいた 5 年に 1 回の定期点検を実施。令和 5 年度から 2 巡目の点検に着手する予定である。

定期点検は、対象施設の各部材の状態を把握・診断し、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため等、対象施設にかかる維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的とし、点検計画に基づき橋長 2m 以上のすべての対象施設について、5 年に 1 回の近接目視により、部材単位の健全性、対象施設毎の健全性を診断するものである。

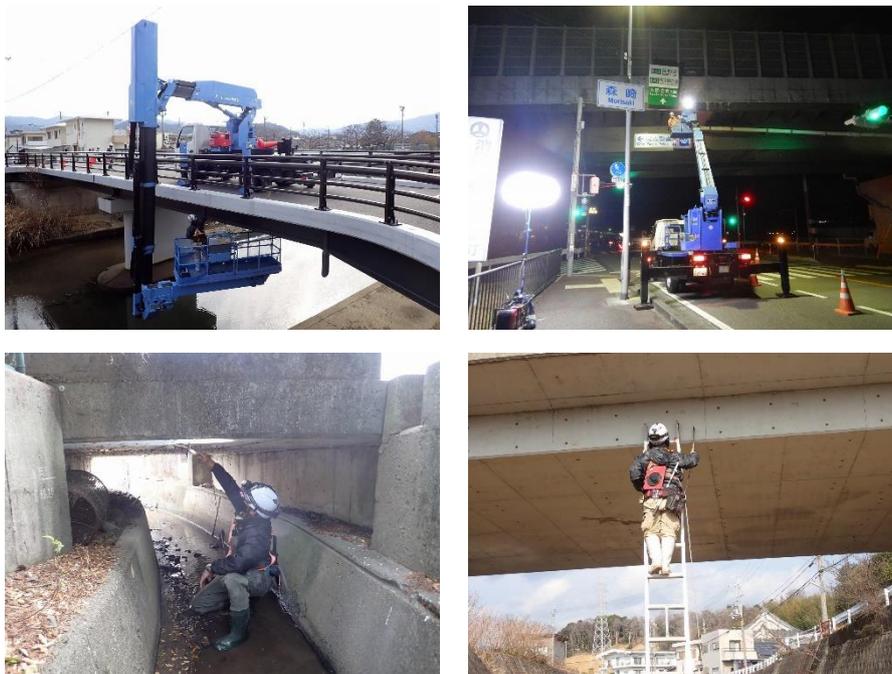


写真 2-1 近接目視による定期点検の実施状況

## 2-5-2 点検部位・点検項目

定期点検では、対象施設の部材毎に対象項目を点検する。点検部位、点検項目は表 2-2～表 2-5 の通りである。

表 2-2 点検項目一覧表【橋梁】(1/3)

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）		
		鋼	コンクリート	その他
上部構造	主桁	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ⑬遊間の以上 ⑱定着部の異常 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修・補強材の損傷 ⑪床板ひびわれ ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ⑲変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	
	横桁			
	縦桁			
	床板			
	対傾構			
	横構			
	主構トラス			
	アーチ		⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修・補強材の損傷 ⑪床板ひびわれ ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ⑲変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	
	ラーメン			
	斜張橋			
PC 定着部	①腐食 ⑤防食機能の劣化 ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑱定着部の異常 ⑲変色・劣化 ㉓変形・欠損		

表 2-3 点検項目一覧表【橋梁】(2/3)

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）		
		鋼	コンクリート	その他
下部構造	橋脚	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑬定着部の異常 ⑭変色・劣化 ⑮漏水・滞水 ⑯異常な音・振動 ㉑異常なたわみ ㉓変形・欠損	—
	橋台	—	—	—
	基礎	①腐食 ②亀裂 ⑤防食機能の劣化 ㉕沈下・移動・傾斜 ㉖洗掘	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ㉕沈下・移動・傾斜 ㉖洗掘	—
支承部	支承本体	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑯支承部の機能障害 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉓変形・欠損 ㉔土砂詰まり ㉕沈下・移動・傾斜	—	④破断 ⑬遊間の異常 ⑯支承部の機能障害 ⑱変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉓変形・欠損 ㉔土砂詰まり
	アンカーボルト	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ㉓変形・欠損	—	—
	落橋防止システム	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑭変色・劣化 ㉓変形・欠損 ㉔土砂詰まり	—
	沓座コンクリート	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑫うき	—
	台座コンクリート	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑫うき ⑳漏水・滞水 ㉓変形・欠損	—

表 2-4 点検項目一覧表【橋梁】(3/3)

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）		
		鋼	コンクリート	その他
路上	高欄	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ⑳変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剝離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑰変色・劣化 ⑳変形・欠損	—
	防護柵			
	地覆			
	中央分離帯			
	伸縮装置 (後打ちコンクリートを含む)	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑭路面の凹凸 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒変形・欠損 ㉓土砂詰まり	⑥ひびわれ ⑫うき ㉑異常な音・振動 ㉒変形・欠損	⑬遊間の異常 ⑭路面の凹凸 ⑰変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒変形・欠損 ㉓土砂詰まり
	遮音施設 照明施設 標識施設	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑰変色・劣化 ㉒変形・欠損	—	③ゆるみ・脱落 ⑰変色・劣化 ㉒変形・欠損
	縁石	—	⑥ひびわれ ⑦剝離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑰変色・劣化 ㉒変形・欠損	—
舗装	—	⑭路面の凹凸 ⑮舗装の異常 ㉓土砂詰まり	⑭路面の凹凸 ⑮舗装の異常 ㉓土砂詰まり	
排水施設	排水ます	①腐食 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑰変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉒変形・欠損 ㉓土砂詰まり	—	④破断 ⑰変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉒変形・欠損 ㉓土砂詰まり
	排水管		—	
点検施設		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉒変形・欠損	—	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉒変形・欠損
添架物				
袖擁壁		—	⑥ひびわれ ⑦剝離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑰変色・劣化 ㉒変形・欠損 ㉓沈下・移動・傾斜	—

表 2-5 点検項目一覧表【トンネル】(1/1)

定期点検対象	着目すべき変状・異常現象
覆工	圧ざ、ひび割れ、段差 うき、はく離、はく落 打継ぎ目の目地切れ、段差 変形、移動、沈下 鉄筋の露出 漏水、土砂流出、遊離石灰、つらら、側氷 豆板やコールジョイント部のうき、はく離、はく落 補修材のうき、はく離、はく落、腐食 補強材のうき、はく離、変形、たわみ、腐食 鋼材の腐食
覆工 (吹付けコンクリート)	圧ざ、ひび割れ、段差 うき、はく離、はく落 変形、移動、沈下 漏水、土砂流出、遊離石灰、つらら、側氷 豆板部のうき、はく離、はく落 補修材のうき、はく離、はく落、腐食 補強材のうき、はく離、変形、たわみ、腐食
坑門	ひび割れ、段差 うき、はく離、はく落 変形、移動、沈下 鉄筋の露出 豆板やコールジョイント部のうき、はく離、はく落 補修材のうき、はく離、はく落、腐食 補強材のうき、はく離、変形、たわみ、腐食 鋼材の腐食
内装板	変形、破損 取付部材の腐食、脱落
天井板	変形、破損 漏水、つらら 取付部材の腐食、脱落
路面、路肩および排水施設	ひび割れ、段差、盤ぶくれ、沈下 変形 滞水、氷盤
附属物	腐食、破損、変形、垂れ下がり等

### 2-5-3 健全性の診断

「定期点検要領」に基づき、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と施設毎の健全性の診断を行う。なお、健全性の診断は下記の表 2-6 の区分により行う。

また、施設全体の健全性については、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しいものを選定する。

表 2-6 健全性の判定区分

判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障を生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障を生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障を生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

#### 2-5-4 判定区分の割合

橋梁については、1巡目(H28～H29)の定期点検結果では、図2-2より健全性Ⅰが46橋、健全性Ⅱが36橋、健全性Ⅲが9橋、健全性Ⅳが2橋であった。令和4年度末時点で、健全性Ⅲの橋梁は補修工事が完了、健全性Ⅳの橋梁は架け替え工事が完了している。なお、健全性Ⅱに分類されたものは、現時点において構造物の機能に支障が生じていないが定期パトロール等で変状の進行を監視し、必要に応じて対策等の対応を実施することとする。

また、2巡目(R2～R3)の定期点検では、令和3年度末時点で、定期点検橋梁96橋のうち3%が健全性Ⅲとなっている。

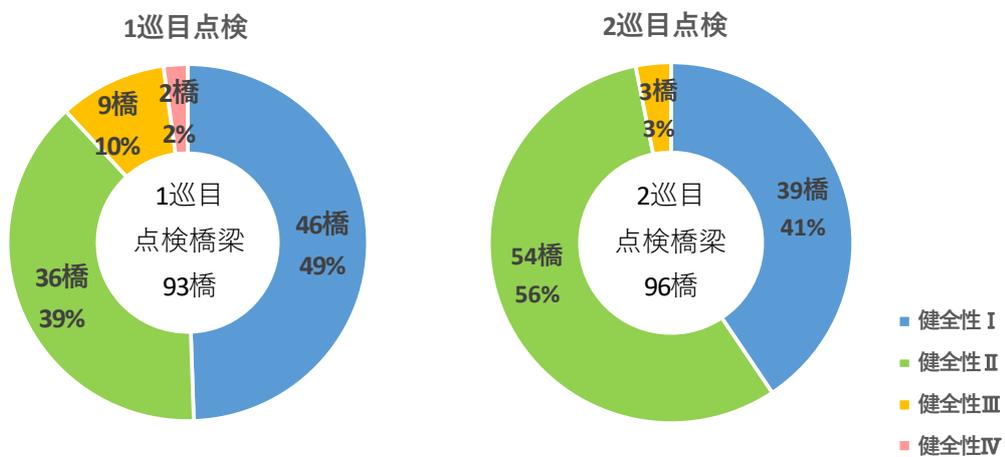


図 2-2 定期点検における判定区分の割合

#### < 損傷事例 >



図 2-3 主桁 (腐食)



図 2-4 下部構造 (剝離・鉄筋露出)

トンネルについては、管理しているトンネルは1箇所(矢田トンネル)のみであり、最新の点検結果におけるトンネルの健全性については、Ⅱ(予防保全段階)となっている。

## 2-6 基本方針

対象構造物の管理水準については、構造物の機能維持や修繕費等の縮減・平準化を考えると、「構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態」である「健全性Ⅱ」を保持することを基本とする。

現状では、構造の安全性の確保や第三者被害の防止の観点から対応が急がれる構造物を無くすことを目標として「健全性Ⅲ」の修繕を進めており、3巡目の点検に着手する令和7年度から「健全性Ⅱ」を保持する予防保全型の対策に移行する。

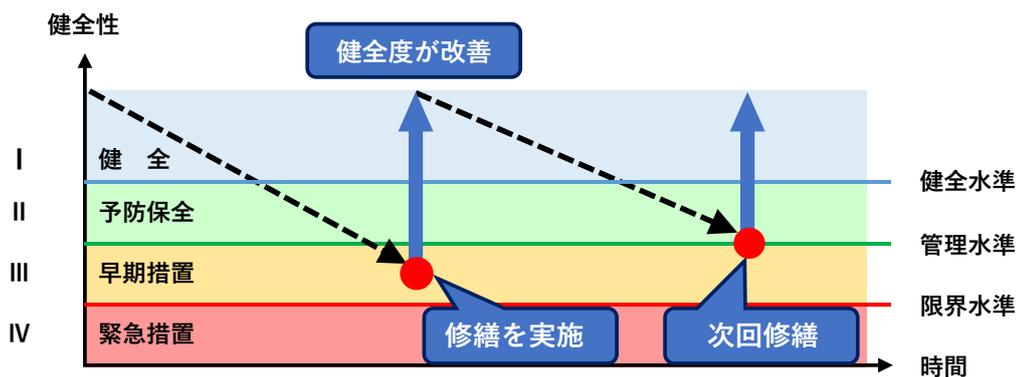


図 2-5 管理目標のイメージ図

## 2-7 対策の優先順位の考え方

修繕の優先順位の考え方については、構造物の健全性を指標とすることを基本とし、健全性が同水準の場合は、架橋位置や条件の違いによる諸元の重要度を表す諸元重要度から修繕の優先順位を決定する。

湯浅町では、重要度として下記の項目・重み係数を設定した。

表 2-7 諸元重要度設定表

諸元項目	重み係数
路線種別	0.100
緊急輸送路	0.100
迂回路の有無	0.100
人口集中地区(DID)	0.100
橋長(m)	0.200
適用示方書	0.100
交差状況	0.200
バス路線	0.100

路線種別	評点
市町村道 1級	100
市町村道 2級	50
その他	0

緊急輸送路	評点
第1次確保路線	100
第2次確保路線	100
第3次確保路線	100
指定なし	0

迂回路の有無	評点
無し	100
有り	0

人口集中地区(DID)	評点
区域内	100
区域外	0

橋長(m)	評点
5m未満	0
5m以上15m未満	50
15m以上25m未満	75
25m以上	100

適用示方書	評点
大正15年	100
昭和14年	90
昭和31年	80
昭和39年	70
昭和47年	60
昭和53年	50
昭和55年	40
平成2年	30
平成6年	20
平成7年	20
平成8年	20
平成14年	10
平成24年	0
平成29年	0
その他	0

交差状況	評点
河川	0
道路	100
鉄道	100
開水路	0
湖沼	0
海岸	0
その他	0

バス路線	評点
該当	100
該当しない	0

設定した諸元重要度による優先順位を次頁に示す。

表 2-8 諸元重要度による優先順位

優先順位	橋梁コード	橋梁名	諸元重要度	優先順位	橋梁コード	橋梁名	諸元重要度
1	30361500022	北栄～横田線陸橋	53	47	30361500069	無名橋 4 2	22
2	30361500007	飛越橋	44	50	30361500010	山月橋	20
3	30361500014	一之橋	40	〃	30361500059	三之橋	20
4	30361500013	番外橋	39	52	30361500067	無名橋 4 0	19
5	30361500023	二之橋	38	〃	30361500033	無名橋 1 4	19
6	30361500004	宮後橋	37	〃	30361500061	垣内橋	19
〃	30361500027	芝添橋	37	55	30361500078	畑前橋	18
8	30361500001	新北栄橋	35	56	30361500009	無名橋 4	17
〃	30361500017	宮西橋	35	〃	30361500012	第一新地橋	17
〃	30361500002	北栄橋	35	〃	30361500003	無名橋 1	17
11	30361500016	一里松橋	34	〃	30361500036	無名橋 1 7	17
〃	30361500025	無名橋 9	34	〃	30361500046	無名橋 2 7	17
〃	30361500008	落合橋	34	〃	30361500072	無名橋 4 4	17
14	30361500024	無名橋 8	33	〃	30361500074	無名橋 4 6	17
〃	30361500021	希望橋	33	〃	30361500005	無名橋 2	17
〃	30361500058	無名橋 3 6	33	〃	30361500006	無名橋 3	17
17	30361500056	平野橋	32	〃	30361500060	無名橋 3 7	17
〃	30361500032	無名橋 1 3	32	〃	30361500015	無名橋 5	17
〃	30361500068	無名橋 4 1	32	〃	30361500029	無名橋 1 1	17
20	30361500065	大平橋	29	〃	30361500039	無名橋 2 0	17
〃	30361500063	野口橋	29	〃	30361500040	無名橋 2 1	17
〃	30361500064	霜降橋	29	〃	30361500071	無名橋 4 3	17
〃	30361500081	枋谷橋	29	〃	30361500020	横貫橋	17
〃	30361500083	垣内地橋	29	〃	30361500055	無名橋 3 5	17
〃	30361500086	炭出橋	29	〃	30361500011	第二新地橋	17
〃	30361500088	神田橋	29	〃	30361500047	無名橋 2 8	17
〃	30361500082	菱切橋	29	75	30361500052	無名橋 3 2	15
〃	30361500084	庚申橋	29	〃	30361500091	無名橋 4 9	15
29	30361500057	新平野橋	28	〃	30361500038	逆川巡礼橋	15
〃	30361500070	天狗橋	28	〃	30361500092	無名橋 5 0	15
31	30361500028	無名橋 1 0	27	79	30361500080	明神橋	14
〃	30361500093	無名橋 5 1	27	〃	30361500079	葛木橋	14
〃	30361500035	無名橋 1 6	27	〃	30361500018	無名橋 6	14
〃	30361500073	無名橋 4 5	27	〃	30361500053	無名橋 3 3	14
〃	30361500094	田村橋	27	83	30361500062	無名橋 3 8	13
36	30361500066	無名橋 3 9	25	84	30361500034	無名橋 1 5	12
37	30361500026	那耆大橋	24	85	30361500049	無名橋 2 9	7
〃	30361500048	清水橋	24	〃	30361500030	無名橋 1 2	7
〃	30361500075	折掛橋	24	〃	30361500044	無名橋 2 5	7
〃	30361500087	愛宕橋	24	〃	30361500051	無名橋 3 1	7
41	30361500077	第三稻荷橋	23	〃	30361500095	無名橋 5 2	7
〃	30361500043	無名橋 2 4	23	〃	30361500045	無名橋 2 6	7
〃	30361500076	稻荷橋	23	〃	30361500037	無名橋 1 8	7
〃	30361500085	中神橋	23	〃	30361500050	無名橋 3 0	7
〃	30361500089	無名橋 4 7	23	〃	30361500054	無名橋 3 4	7
〃	30361500090	無名橋 4 8	23	〃	30361500096	無名橋 5 3	7
47	30361500019	無名橋 7	22	95	30361500042	無名橋 2 3	3
〃	30361500031	住吉橋	22	〃	30361500041	無名橋 2 2	3

## 2-8 年次計画

健全性Ⅲの構造物毎の年次計画（令和4年4月1日時点）を示す。

### 【2 巡目点検健全性Ⅲ：3 橋】

No.	橋梁名	道路種別	路線名称	所在地	管理	橋長(m)	幅員(m)	架設年度	構造形式	健全性	対策内容	補修設計：▲ 工事：●									対策費用 (千円)	
												R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		R11
9	無名橋4	第1級	湯浅163号線	湯浅町湯浅	湯浅町	3.00	3.70	1976	鋼桁橋I桁	Ⅲ	修繕 R5に検討予定				▲	●						14,533
56	平野橋	第1級	青木13号線	湯浅町大字青木	湯浅町	15.00	3.70	1966	鋼桁橋I桁	Ⅲ	修繕 R5に検討予定				▲	●						14,533
65	大平橋	第2級	山田11号線	湯浅町大字山田	湯浅町	9.20	3.50	1986	RC床版橋	Ⅲ	修繕 R5に検討予定				▲	●						14,533

※補足

- ・構造の安全性の確保や第三者被害の防止の観点から対応が急がれる構造物を無くすことを目標として「健全性Ⅲ」の修繕を進め、その次のステップとして、「健全性Ⅱ」を保持することを目標として対策を実施することとする。
- ・健全性の診断は、R2～R3年度点検結果に基づくもので、その後施設の劣化、損傷等の進行が発見された場合は必要に応じて、対策等を実施する。
- ・健全性、重要度ともに同位である場合は、交通量、延長の順に大きい方を優先する。

## 2-9 修繕等措置の着手状況

修繕等の措置については、点検の次年度から設計に着手し、次回点検までに修繕等の工事が完了することを目標に対策を行う。

### 【1 巡目】

1巡目点検 (H28-H29)	対策数 (Ⅲ、Ⅳ判定)	対策状況			
		着手数	着手率	完了数	完了率
H28	1	1	100%	1	100%
H29	10	10	100%	10	100%
合計	11	11	100%	11	100%

### 【2 巡目】

2巡目点検 (R2-R3)	対策数 (Ⅲ、Ⅳ判定)	対策状況			
		着手数	着手率	完了数	完了率
R2	0	—	—	—	—
R3	3	0	0%	0	0%
合計	3	0	0%	0	0%

### 3. 新技術等の活用方針

管理する全ての橋梁について、点検や修繕に際して新技術等の活用を検討するとともに、費用の縮減や事業の効率化が見込まれる新技術等を活用することとする。

橋梁点検においては、今後5年間で5橋程度使用することを目標とする。

補修工事においては、今後10年間で補修工事を予定している9橋梁において、NETIS等の活用検討を実施し、新技術を積極的に活用する。

### 4. 費用の縮減に関する方針

損傷が顕著化した後に補修を行う従来の事後保全型の維持管理から、顕著化する前に計画的に補修を行う予防保全型の維持管理に移行し、ライフサイクルコストの縮減や修繕時期の平準化を図る。

また、点検結果および周辺道路の整備状況や利用状況等を踏まえ、必要に応じ、集約化・撤去、機能縮小等による費用縮減を検討する。

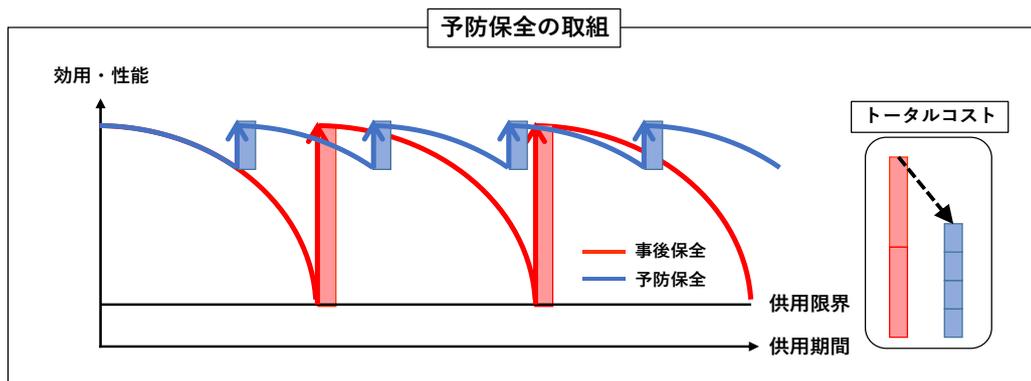


図 4-1 コスト縮減のイメージ

検討の結果、費用縮減に関する具体的な方針を以下とする。

- ・橋梁点検においては、2027年度（R9）までに実施する3巡目点検において、5橋程度新技術の活用を行う目標とし、縮減効果は100万円程度とする。
- ・補修工事においては、2032年度（R14）までに補修工事を予定している9橋梁の概算工事費の合計は約140百万円であることから、新技術の活用（NETIS等）を行うことで10%に当たる14百万円を縮減効果の目標に挙げることにする。
- ・集約化・撤去においては、2032年度（R14）までは集約化・撤去については実施せず、健全性が比較的良好な橋梁が多いことから、対象橋梁全てを予防保全型で維持管理を実施する。また、集約化・撤去の候補である8橋については、引き続き関係機関との協議を行い、集約化・撤去の実施について実現可能か検討を行う。

## 5. 対象施設一覧

対象施設一覧（令和4年4月1日時点）を示す。





